ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！

**就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください**(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。
- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助　等

**～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい２つのポイント～**

**①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。**
過去の就活セクハラの事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での１対１の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、１人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）

**②早い段階で相談を！**
OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも１人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

**▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧**

| 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 011-709-2715 | 東　京 | 03-3512-1611 | 滋　賀 | 077-523-1190 | 香　川 | 087-811-8924 |
| 青　森 | 017-734-4211 | 神奈川 | 045-211-7380 | 京　都 | 075-241-3212 | 愛　媛 | 089-935-5222 |
| 岩　手 | 019-604-3010 | 新　潟 | 025-288-3511 | 大　阪 | 06-6941-8940 | 高　知 | 088-885-6027 |
| 宮　城 | 022-299-8844 | 富　山 | 076-432-2740 | 兵　庫 | 078-367-0820 | 福　岡 | 092-411-4894 |
| 秋　田 | 018-862-6684 | 石　川 | 076-265-4429 | 奈　良 | 0742-32-0210 | 佐　賀 | 0952-32-7218 |
| 山　形 | 023-624-8228 | 福　井 | 0776-22-3947 | 和歌山 | 073-488-1170 | 長　崎 | 095-801-0050 |
| 福　島 | 024-536-4609 | 山　梨 | 055-225-2851 | 鳥　取 | 0857-29-1709 | 熊　本 | 096-352-3865 |
| 茨　城 | 029-277-8294 | 長　野 | 026-223-0551 | 島　根 | 0852-31-1161 | 大　分 | 097-532-4025 |
| 栃　木 | 028-633-2795 | 岐　阜 | 058-245-1550 | 岡　山 | 086-225-2017 | 宮　崎 | 0985-38-8821 |
| 群　馬 | 027-896-4739 | 静　岡 | 054-252-5310 | 広　島 | 082-221-9247 | 鹿児島 | 099-223-8239 |
| 埼　玉 | 048-600-6269 | 愛　知 | 052-857-0312 | 山　口 | 083-995-0390 | 沖　縄 | 098-868-4380 |
| 千　葉 | 043-221-2307 | 三　重 | 059-226-2318 | 徳　島 | 088-652-2718 | | |

相談は無料です。**匿名でも大丈夫です**。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

「恋人がいるのか」と聞かれた

性的な言動に対して拒否・抵抗したら、内定を取り消された

インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしつこく誘われた

オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた

★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
★プライバシーは厳守いたします。
★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。

**大　学　等**
**キャリアセンター**

連携

共有

**都道府県労働局**
**雇用環境・均等部（室）**
※新卒応援ハローワークでも相談可能です。

| 制度の説明 | 防止に向けた事業主への助言等（※） | トラブルの解決援助 |
|---|---|---|

**（※）助言内容(例)**
○事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないよう、必要な注意を払うよう努めること。
○職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
○セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては**就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。**

## 些細なことでも結構です。
## 就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

## 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する

②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する

③**求職活動等に関するルール**（※）**をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※　例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるＳＮＳの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

### ◆相談体制の整備

④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する

⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

### ◆事後の迅速かつ適切な対応

⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する

⑦被害者に対する配慮のための措置を行う

⑧行為者に対する措置を適正に行う

⑨再発防止に向けた措置を講ずる

### ◆そのほか併せて講ずべき措置

⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する

⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

**お問い合わせ先**　**お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**　受付時間8時30分～17時15分（土･日･祝日･年末年始を除く）